

## 伊賀市発注の業務委託に係る最低制限価格の運用について

平成28年4月  
平成28年6月  
平成29年4月  
令和元年10月  
令和2年4月

伊賀市では、設計金額50万円以上の道路維持業務等で建設工事の積算基準により予定価格を算定するもの(除草業務・樹木管理業務等)について、契約内容の適正な履行と健全な競争を確保するために最低制限価格の設定対象とし、**予定価格の7/10以上の額で下記の考え方により算定される『業務に伴い最低限必要な費用(P)』を最低制限価格として運用する。**

但し、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の7/10を下回る場合は、7/10以上となるようにP/1.10値の万円未満を切り上げるものとする。

最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

業務に伴い最低限必要な費用=P

$P=(\text{直接工事費} \times 0.75 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \times 1.10$

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。